

認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービスの利用について

邑智郡総合事務組合 介護保険課

短期入所生活介護及び短期入所療養介護（以下「短期入所サービス」という。）は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、利用日数が要介護認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりませんとされています。

しかし、利用者の心身の状況及び本人、家族の意向に照らし、特に必要と認められる場合においては、認定有効期間の半数を上回る日数の短期入所サービスを居宅介護サービスに位置づけることも可能とされています。

邑智郡では、短期入所サービスの利用を有効期間のおおむね半数を超えて計画に位置づける場合について、以下のとおり取り扱います。

【届出書類】

認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所サービス利用届出書

【届出時期】

認定の有効期間ごとに、有効期間のおおむね半数を超えると見込まれる月の前月末まで

【届出場所】

各町役場担当課（役場で受付後、介護保険課へ送付されます。）

【留意事項】 ※届出書の提出にあたっては次の点に注意してください。

1. 短期入所サービスの利用については、有効期間のおおむね半数を超える場合であっても、その利用者の心身の状況等を十分に勘案し必要最低限にとどめるよう努めてください。
2. 介護保険施設等へ入所申し込みを行うなど、半数を超えての利用について早期解消に努めてください。（現在利用中の施設への入所の優先順位が高いと思われませんが、特定の施設のみではなく複数の施設に入所申し込みするなどの対応をご検討ください。）
3. この届出は認定有効期間ごとに提出をお願いします。

※この届出書は介護給付適正化の観点から確認を行うものですので、これによって保険者が利用の妥当性等を判断することはありません。

（そのため、この届出に対する介護保険課からの通知等はいりません。）